

長久手市立小中学校学校運営協議会傍聴の取り決め

- 会議の開催場所、日時については学校のホームページで14日前までに周知します。
- 傍聴の受付の申込時間は、会議の開催予定時刻の15分前から5分前までとし、傍聴の申込みの受付場所は、学校指定の場所とします。
- 会議を傍聴しようとする人は、自己の氏名及び住所を傍聴受付票に記入してください。
- 傍聴人の定員は、5人以内とし、受付は当日先着順とします。
- 傍聴人は、傍聴席では静粛にし、次の事項を遵守してください。
 - (1) みだりに席を離れないこと
 - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと
 - (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - (4) 飲酒又は喫煙をしないこと。
 - (5) 携帯電話等の通信機器類は、電源を切ること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人の迷惑となる行為をしないこと。
- 傍聴人用の駐車場は確保していないため、傍聴しようとする人は、来校手段にご配慮ください。
- 傍聴席において、写真、ビデオ等の撮影、録音等は禁止とさせていただきます。
- 傍聴人は、学校運営協議会会長から指示があった場合は、これに従ってください。
- 会議は原則公開としますが、人事に関する事案その他の事案のうち、会長又は委員の発議により出席委員総数の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができます。